

業務委託契約書

（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本アクシスコミュニケーション協会（以下「乙」という。）とは、乙が甲に対して行う傾向診断及び研修等の業務の委託に関し、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、組織開発の支援を目的とする傾向診断及び研修等の業務を委託し、乙がこれを受託して誠実に遂行することについて、甲乙間の権利義務関係を定めることを目的とする。

第2条（業務内容）

- 乙が甲から受託する業務（以下「本業務」という。）は、次の各号のとおりとする。
 - 傾向診断の実施、集計及び結果の報告
 - 研修の企画及び実施
 - 研修の成果に関する報告会の実施
 - 前各号に付随し、又は関連する業務
- 本業務の対象人数、実施回数、日程その他の具体的な内容は、別紙見積書及び甲乙間の個別の合意により定める。

第3条（契約期間）

本契約の期間は、____年 ____月 ____日から1年間とする。契約期間満了後の更新は、甲乙間の書面による合意によるものとし、更新後の期間についても本契約の各条項を適用する。

第4条（委託料及び支払方法）

- 本業務の委託料は、別紙見積書に定めるとおりとする。
- 甲は、乙が発行する請求書に基づき、乙が指定する銀行口座への振込みにより委託料を支払う。振込みに要する手数料は、甲の負担とする。
- 支払時期は、乙が業務の履行を完了して請求書を発行した月の翌月末日を例とし、具体的な支払期日は別紙見積書又は甲乙間の個別の合意により定める。

第5条（再委託）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。この場合、乙は、再委託先に対し本契約と同等の義務を負わせるものとし、再委託先の行為について甲に対して責任を負う。

第6条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の履行に関連して相手方から開示された秘密情報を、本契約の目的の範囲でのみ使用し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。
2. 前項の秘密保持義務は、本契約の終了後3年間存続する。
3. 秘密情報の詳細な取扱いについては、別途締結する秘密保持契約書の定めによることができる。

第7条（個人情報及び診断データの取扱い）

1. 乙は、本業務において取得する個人情報及び診断データを、適用される法令を遵守して適切に管理する。
2. 乙が甲に報告する診断結果は、匿名集計を原則とし、個人を特定できる情報を甲に開示しない。ただし、対象者本人の同意がある場合は、この限りでない。
3. 乙は、個人情報及び診断データを、本契約の目的以外の目的に利用しない。
4. 本業務における傾向診断は、回答の傾向から思考のクセを可視化する自己理解のためのツールであり、医学的・心理学的な診断行為ではない。

第8条（知的財産権）

1. 研修教材、診断ツールその他乙が従前より有し、又は本業務のために作成した著作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権は、乙又は正当な権利者に留保される。
2. 甲は、本業務により提供を受けた研修教材及び診断結果報告書を、甲の社内における利用の目的の範囲で 사용할 ことができる。甲は、乙の事前の書面による承諾なく、これらを第三者に開示し、又は本契約の目的以外に使用してはならない。

第9条（中途解約）

1. 甲又は乙は、契約期間中であっても、30日前までに書面により相手方に通知することにより、本契約を将来に向かって解約することができる。
2. 前項の解約が行われた場合、甲は、解約の効力が生じるまでに乙が履行した業務に相当する委託料を、別紙見積書に定める基準に従い日割り計算等により精算のうえ、乙に支払うものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを、相手方に対し表明し、保証する。
2. 甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

3. 前項の規定により本契約を解除した者は、これによって相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

第11条（損害賠償）

- 1. 甲又は乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、相手方に対し、その賠償を請求することができる。
- 2. 前項の損害賠償の範囲は、直接かつ現実に生じた通常の損害に限るものとし、乙が甲に対して負う損害賠償の額は、本契約に基づき乙が甲から受領済みの委託料の額を上限とする。ただし、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙は、信義誠実の原則に従い、協議のうえ、これを解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲	住所： 名称： 代表者： 印
乙	住所： 名称：一般社団法人 日本アクシスコミュニケーション協会 代表者： 印

本ひな形は標準例です。実際のご契約時は、双方協議のうえ条項を調整します。